看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

2022年11月20日

日本派遣看護師協会

目次

- 1 【看護師向け】外国人患者とのコミュニケーションで必要な心がけとは?①
- 2 【看護師向け】外国人患者とのコミュニケーションで必要な心がけとは?②
- 3 令和4年度外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業について
- 4 認証制度について
- 5 事業内容①
- 6 事業内容②
- 7 本事業に係る補助金の交付・応募方法について

1. 【看護師向け】外国人患者とのコミュニケーションで必要な心がけとは?①

近年外国人が急増中の日本では、**外国人患者も増えて**います。 看護師は外国人患者とどのようにコミュニケーションをとれば良いのでしょうか?

外国人患者とのコミュニケーションで看護師に必要なこと

外国人患者とコミュニケーションをとる際、看護師には何が求められるのでしょうか? 「ICN(国際看護師連盟)看護師の倫理綱領」には、以下のように記載されています。

看護のニーズはあらゆる人々に普遍的である。

看護ケアは、年齢、皮膚の色、信条、文化、障害や疾病、ジェンダー、性的指向、国籍、政治、人種、社会的地位を尊重するものであり、これらを理由に制約されるものではない。



例え言葉が通じなくても、 患者さんのニーズをとらえ る力とケアする力、協働 することが大切ですね。

(引用元:<u>ICN 看護師の倫理綱領</u>)

1. 【看護師向け】外国人患者とのコミュニケーションで必要な心がけとは?②

外国人の看護を実践するために必要な力は、以下の4つと言われています。

①ニーズをとらえる力

痛みの部位(Site)

痛みの始まり(Onset)

痛みの性質(Character)

痛みの広がり(Radiation)

随伴症状(Associations)

痛みの時間経過(Time course)

憎悪因子(Exacerbating factors)

痛みの強さ(Severity)

②ケアする力

これから行うケアの説明 患者への注意点や指示の説明

③協働する力

他職種も含めたチーム全体で患者をサポートする力(民族、宗教、家族の有無など) 患者の文化をチーム全体で理解することが必要不可欠

④意思決定を支える力

患者の不安要素になっているものや治療の妨げになっているものを取り除くことが大切

* 円滑なコミュニケーションで外国人患者に良質な看護を提供できるよう、看護師も英語の習得が必要となります。

2. 令和4年度外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業について

厚生労働省では、平成24年度から実施している外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)等推進事業について、令和4年度において実施する団体を選定するために、以下の要領で公募することが決定しました。

認証制度の背景

日本では、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、2030 年には 6,000 万人の訪日外国人旅行者数を目標として観光先進国の実現を目指しています。

このような中、健康・医療戦略推進本部のもとに設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関す ワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が取りまとめられ、現在、関係府省庁が連携して取組を進めているのです。

事業目的

外国人患者受入れ医療機関認証制度(以下「JMIP」という。)、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて」(平成 31 年 3 月 26 日付け医政総発 0326 第 3 号、観参発 800 号)に基づき選出された医療機関に係る情報の周知や今後の選出の推進を含め、外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うことを目的としています。

本事業を実施する団体を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募を行うこととなりました。

引用元: 厚牛労働省

https://www.mhlw.go.jp/content/000923855.pdf

3. 認証制度について

本認証制度では、日本国内の医療機関に対し、多言語による診療案内や、異文化・宗教に配慮した対応など、外国人患者の受入れに資する体制を第三者的に評価することを通じて、国内の医療機関を受診するすべての外国人に、安心・安全な医療サービスを提供できる体制づくりを支援します。

JMIPとは?

JMIP とは、Japan Medical Service Accreditation for International Patientsの略。 多言語による診療案内や、異文化・宗教に配慮した対応など、外国の方々が安心・安全に日本の医療サービスを受けられる体制を整えている医療機関を認証する制度のことを言います。

【JMIPの基本理念】

国際化社会を迎えた今日、日本に在住する外国の方々、日本を訪れる外国の方々を受け入れる医療機関の体制整備が求められています。本認証制度は、外国人患者の円滑な受入れを推進する国の事業の一環として厚生労働省が平成23年度に実施した「外国人患者受入れ医療機関認証制度整備のための支援事業」を基盤に策定されました。

一般財団法人日本医療教育財団では、本認証制度の運用機関として医療機関の外国人患者受入れ体制を中立・公平な立場で評価することを通して、国際的に高い評価を得ている日本の医療サービスを外国人が安心・安全に享受できる体制の構築を目指します。



引用元:

一般財団法人日本医療教育財団 外国人患者受入れ医療機関認証制度 URL:http://imip.ime.or.ip/

4. 事業内容①

それでは、JMIPの認証制度はどのような医療機関が対象となるのでしょうか。 以下に具体的に解説します。

(1) ワークショップ・セミナー等の開催

事業実施者は、JMIP 及び拠点的な医療機関に関する情報の周知や、外国人患者の受入れ体制の整備の推進を行うため、ワークショップ、セミナーの開催等を行う。

内容には厚生労働行政推進調査事業費補助金がまとめた「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の周知やこれに基づく「外国人患者の受入れに関する体制整備方針」の策定方法に関する内容を含むものとする。

(2) 各地の取組等の実態調査の実施

事業実施者は、地域や医療機関における外国人患者の受入れ体制の整備に資する各地域の取組等の情報の発信を行うために必要な実態調査を実施する。

- ・地域や医療機関の受入れ体制の整備に係る課題を抽出し、成功要因を抽出すること。
- ・実態調査は、文献及び JMIP 認証病院、拠点的な医療機関、その他の外国人患者の受入れに取り組んでいる 医療機関、自治体、患者等へのヒアリング及びアンケート等を想定しているが、この限りではない。
- ・医療経済学者・国際医療等の専門家の協力がある事が望ましい。
- 実態調査の結果は、(3)の情報発信に活用することから、当該情報の利用者にとって、理解が容易で、 役に立つ内容となるようにとりまとめること。

4. 事業内容②

(3) 外国人患者受入れ体制の整備に資する情報の発信

- ①事業実施者は、医療機関の質の確保をはかる為に、JMIP 認証制度やその他の取組みに関して、必要な情報を提供する。その際は動画コンテンツを活用するなどできるだけ、わかりやすい形となるよう留意すること。
 - ・ 情報発信の対象は、主に医療機関および地域関係者とする。
 - ・各地域で行われている取組みや厚生労働省が提供する医療機関支援策及び必要に応じて厚生労働省が作成 するマニュアルの解説等についても含むこと。
 - ・(2)の実態調査の結果についても整理の上、提供を行う。
 - ・情報発信に、医師、看護師、医療通訳者等の実務経験者の協力がある事が望ましい。
- ②成果物がウェブサイト等の電子的な媒体の場合、翌年度以降、引き継げるように整備すること。

(4)報告書の提出

本事業における取組内容や成果を報告書(電子媒体でも可)としてまとめ、**令和5 年 3 月 31 日まで**に厚生労働省に提出すること。

引用元: 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/content/000923855.pdf

5. 本事業に係る補助金の交付・応募方法について

補助金について

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、5,514 千円を基準額(上限額)とし、対象とする経費は本事業の実施に必要な、職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、備品費(図書)、社会保険料、雑役務費、借料及び損料、委託費(これら費用に関するもの)に限られます。

応募方法

- ① 提出方法 郵送(書留郵便に限る)とする。
- ② 提出期限

令和4年4月15日(金)必着(応募団体が到着の確認をすること。)

- ※ 郵送に加えて提出資料一式の電子データを令和 4 年 4 月 15 日(金)15 時までに下記メールアドレスに提出すること。なお、提案者が特定できる部分を黒塗りしたものと黒塗りしていないものそれぞれを提出すること。(提出先メールアドレス) kokusai-tenkai@mhlw.go.jp
- ③ 提出先

提出先: 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 あて

封筒の宛名面には、「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業」と朱書きにより、明記すること。

(3) 問合せ先

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

TEL: 03-5253-1111 (内線 4108、4115、2678)

FAX: 03-3501-2048